

佐渡へんろ霊場めぐりツアー

佐渡八十八ヶ所霊場めぐり第3回(64番札所・湖鏡庵～88番札所・蓮華峰寺)

第3回旅行日程(1泊2日)

平成27年 4月4日(土)～5日(日)

■最少催行人員:20名/添乗員同行



ジェットフォイル



おけさ丸

旅行代金:お一人様25,800円

旅行代金に含まれるもの

往復乗船代/島内貸切バス代/宿泊代(1泊2食)/昼食代(2食)/旅行特別補償保険代



新潟交通佐渡・貸切バス



- 佐渡霊場会の先達僧侶が同行致します。
- お食事4回付き(朝1回・昼2回・夜1回)
- 1回だけの参加もOK!
- 納め札(白札をおひとり様100枚)付き!
- 納経帳のご朱印押しは添乗員が代行いたします!
- ※ご朱印料の1ヶ寺@200円が旅行代金の他に必要となります。
- ※その他【へんろ用品】につきましては、別紙注文用紙がありますので、下記予約センターまでお問い合わせください。
- ※第1～3回に参加された方には、【結願書】が発行されます。

※画像は全てイメージです

行程表

1日目

佐渡汽船新潟港集合(7:30)/新潟港(7:55発・ジェットフォイル)～～～両津港==【第66番・昭和院】==【第64番・湖鏡庵】==【第65番・世尊院】==【第67番・不動院】==【第68番・長安寺】==【第69番・正覚寺】==【第70番・晃照寺】== (昼食(海鮮横丁)) ==【第71番・宝珠院】==【第72番・来迎寺】==【第73番・誓願寺】==【第74番・観音寺】==【第75番・文殊院】==【第76番・西龍寺】==【第77番・平泉寺】==【第78番・林光坊】==サンライズ城が浜・お宿(17:00頃)

2日目

宿(9:00)==【第79番・禅長寺】==【第80番・東光寺】==【第81番・地藏院】==【第82番・宮本寺】==【第84番・弘仁寺】==【第85番・海潮寺】==【第86番・称光寺】==昼食(小木家)==【第87番・阿弥陀院】==【第83番・如意輪寺】==【第88番・蓮華峰寺】==両津港(16:05発・カフェル-おけさ丸2等)～～～新潟港

協賛/菊池仏壇店・花善・福宝・吉運堂(五十音順)

旅行企画・実施/佐渡汽船株式会社 新潟県知事登録旅行業 第2-167号

〒950-0078 新潟市中央区万代島9-1

お問合せ・お申込み/佐渡汽船株式会社 予約センター

TEL:025-245-6122

FAX:025-241-8218

[第3回/佐渡へんろ霊場めぐりツアー] 申込書

| | | | | | | |
|----------|----|----------------------------|---|-------|----|---|
| 申込者(代表者) | 氏名 | | | | 年齢 | 才 |
| | 住所 | 〒 () | | | | |
| | 電話 | — | — | F A X | — | — |
| 他、参加者 | 氏名 | | | | 年齢 | 才 |
| | 氏名 | | | | 年齢 | 才 |
| | 氏名 | | | | 年齢 | 才 |
| | 氏名 | | | | 年齢 | 才 |

ご旅行条件（要約） お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください (このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によりします。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は連約金のそれぞれの一部として取り扱います。

| 旅行代金 | 申込金(お一人様) |
|-----------------------|-------------------|
| 30,000 円未満 | 6,000 円以上旅行代金まで |
| 30,000 円以上 60,000 円未満 | 12,000 円以上旅行代金まで |
| 60,000 円以上 90,000 円未満 | 18,000 円以上旅行代金まで |
| 90,000 円以上 | 旅行代金の 20%以上旅行代金まで |

(2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

(3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食費、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。

4. 旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 取消・変更日 | |
|--|--------|------------|
| | 取消 | 変更料 |
| a. 21 日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあっては 11 日前) | | 無 料 |
| b. 20 日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあっては 10 日前) | | 旅行代金の 20% |
| c. 7 日目にあたる日以降の解除 (d～f を除く) | | 旅行代金の 30% |
| d. 旅行開始日の前日 | | 旅行代金の 40% |
| e. 旅行開始日当日(f)を除く | | 旅行代金の 50% |
| f. 旅行開始後及び無連絡不参加 | | 旅行代金の 100% |

6. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

(2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
- 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7. 当社による旅行契約の解除

(1) お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は前項より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻しいたします。

8. 添乗員

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従って頂きます。
- 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

9. 当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不運など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在期間の短縮

10. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。
- お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11. 特別賠償

- 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別賠償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 当社が特別賠償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

12. その他

- お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- 事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地的滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

13. 旅行条件・旅行代金の基準

- 旅行条件は、2015年1月1日を基準としています。
- 旅行代金は、2015年1月1日現在の運賃・規程を基準として算出しています。

●個人情報の取り扱いについて

- 佐渡汽船営業サービス株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品ののご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を活用させていただきますことがあります。
- 当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- 当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。